シリ

ーズ

ス

タ

ツ

ク紹介

㈱ドットコムホールディングス

宅供給の促進に関する法 要配慮者に対する賃貸住

制度は、「住宅確保

、年収4 台(1

4%)を加い

% 台え

フティ

帯広市西5条南15丁目3



# 空き家を含む 民間賃貸住宅を活用した 「新・住宅セーフティ ネット制度」は 始まった?

慮者の入居を拒まない賃

賃借人が住宅確保要配

等に登録することができ 貸住宅」として都道府県

るようになった。その際、

度では、民間賃貸住宅を れたことによるもの。新制 律」の|部改正法が施行さ

実際の家賃補助金の支

00万円台以下が全体

める。3

代で

も

人が全体の87

まない専用住宅として登保要配慮者の入居を拒また、新制度では住宅確 500万円の改修費補助スに用途変更すると最大を定員5人のシェアハウ が受けられる。 5LDKの戸建て空き家 れることになる。例えば、 場合には、1室当たり最 万円だが、秋野党をシェ 通みらチセチホカラくち ハウスに用途変更する 住戸当たり最大1 00万円が補助 0 さ

データ(2012年)に業構造基本調査」の最新年毎に実施している「就現に、総務省統計局が5 さほどく低額>という 世帯なら447万円と、 帯なら37 なら351 で296万円、2人世帯 与所得者の場合、単身者 受けられる範囲は意外に で、所得制限(年収)は給 外国人世帯などが対象 (18歳未満の子を養育 広い。新婚や子育て世帯 していればOK)、高齢者、 かも、家賃補助 ·万円、3· · 万円、 4 人世

能となる。従って、登録に

1室単位での登録が可

際しての改修費補助も普

合であれば専用スペース

になり、シェアハウスの場

住戸単位でできるよう

万円台(24%)と400が49%、これに300に30人の万円台以下の人よると、20大では年収

額所得者が入居する場合録した民間賃貸住宅に定 れることも大きなポ には、家賃補助が実施さ を の54%に達している。

登録は1

棟単位ではなく

住宅として管理運営され確保要配慮者専用賃貸 し、最低10年間は住宅込まれることになる。ただ 居させていた実績を確認 万円の住戸を6万円で入 つまり、通常家賃が ると毎月4万円となる。 と地方公共団体を合わせ 組みだ。最大補助額は国 給は6ヶ月程度の単位で、 ×6ヶ月分が|括して振り した上で、差額の4万円 冢主に直接支払われる仕 考/不動産ジャ 0

土地家 渡部尚博事務所 調査士

民間紛争解決手続代理関係業務 (ADR認定調査士)

幕別町札内暁町248番地122 TEL/FAX 0155-66-4022 MOBILE 090-2697-4944 E-mail watanabe-chousashi@lime.plala.or.jp

ドットコム通信

は5年ほど前となりま

支えのお陰ですぐに不安

も含めた社内の仲間の かったですが、グル

ムグル

ープに入社したの

ますが、実際にドットコ 知の方は少ないかと思い 所属ということでご存

合いもおらず、不安も多

貸管理に所属しており私は管理部門の(株)賃

りま-

飛躍したい!

との思いで

決心をし、帯広転勤とな

ます奥野 学と申

します。

今まで不動産業・接客業

をほとんどしたこともな

、さらに帯広には知り

年の

0月からの

株式会社 奥野 賃貸管理 学

弊社代表が札幌に来たわけですが、その転機は 直悩みに悩みまし 時にそのお話を頂き正 必要とされてい るとこ たが、

ろで働きたい かしたい!新しい環境で の知識を現場で活 札幌に来た 自分の

屋根・外壁・断熱

ンのサイ・ や、ウィ・

トをメインで作 クリーマンショ

してまいります。

成しておりました。

どうぞよろしくお願いい

そこから昨年帯広への

リフォームはおまかせください

ます(株)ドットコムでし メインとする札幌にあり

ますが、このような素晴

人では微力ではあり

らしい仲間と協力し合

こちらでは不動産サイ

い、 オ

様のお力に

なれるように日々精進

ち上げ間もない

l T を

当時入社

たのは立

ごさせてもらっておりま

も和らぎ、日々楽しく過

お見積もり・ご相談は無料 お気軽にご相談ください

**☎(0155)24-5988** 

笑顔あふれる住まいづくりのお手伝い

# 合同会社

带広市西5条南28丁目1番地3

不動産の表示に関する登記について

土地や建物に関する調査・測量・申請手続代理業

土地境界測量・土地分筆・更正・ 地目変更等•建物表題登記

增築・滅失登記・土地境界紛争手続代理業務等

お気軽にご相談ください。〈相談無料〉

お客様との出会いを大切に 迅速・丁寧に対応します

不動産登記・名義変更

会社設立•商業登記

遺産相続・生前贈与のご相談

お気軽にご相談ください



司法書士クローバー法務事務所

帯広市西2条南6丁目1 ポトスビル3F TEL(0155)67-7781

十勝管内で新築住宅・リフォーム住宅・ マンションオーナー物件・土地情報のことは

有限会社

建築業許可(般-27)+第03577号 二級建築十事務所登録(+)第733号

〒080-0019 帯広市西9条南19丁目8番地6 TEL.0155-28-3010 FAX.0155-28-3009

カリック!!

E-Mail arc.obihiro@gmail.com arc 帯広 検索

17:00~4:00 or 5:00

帯広市西2条南10丁目1-5

11:00~21:00(LO 20:30)

音更町十勝川温泉北15丁目

☎0155-46-2337

11:00~21:00(LO 20:30)

帯広市西24条南3丁目56-5

☎0155-67-6926

ハウスドゥ! 帯広店



アパマンショップ 帯広南店



(株)ドットコムホールディングス 本社ビル

アパマンショップ 帯広西店



協議」とあります。

宅建業法や借地借家法優先

として支払い、退去してもらう事 用、引っ越し代などを立ち退き料

脅迫罪にあたります(刑法222 て害を加える旨の告知があれば

来ならば受け取れた家賃収入の

損が賠償を請求することも可

よっては民事裁判を提起して、本

れるという訳です。さらに、場合に

が多いと思われます。

に嫌がらせをして退室させてしま

に事実関係を証明出来る昭子を 具体的な対策としてまず、客観的

でしょう。

今回のケースでは、隣の入居者

されませんか?

争があれば民法の規定で両者

また、賃貸借契約書には「紛

の正当な事由の補完として預かり 一般的な立ち退きのケースでは、こ と認められなければなりません。 要件として「正当な事由」がある

金(敷金・保証金)の全額返還、新

どの言葉を用いて隣人に生命、身

体、自由、名誉または財産に対し

反を理由とした契約解除をする あれば、司法判断を仰ぎ、契約違 刑法犯罪や条例違反の可能性が その行為や内容にもよりますが、 が得られれば、証拠となります。

事も可能でしょう。仮に「殺す」な

たに借りる部屋の契約に要する費

い方法は?

間で退去してしまいます。

この人に退去してもらう良

らせをして、何度入っても数週

もらう方法が考えられます。ただ が、一般的には更新時に出て行って

入居者を退去させる方法です

らせの現場の目撃者などから証言

実際に被害を受けた人や、嫌が

ですから、幅広く誰にでも適用で

すので、退去させることは可能で 出来れば正当な事由に該当しま うとの事ですが、この事実を証明

し、借地借家法では、更新拒絶の

入居者の一人が、隣人に嫌が

# 不動産情報

## 中古戸建住宅

閑静な住宅街の 平屋建住宅 (POINT2)

柳町小学校徒歩2分

(POINT(1))





幕別北 ● ふれあい交流館

### 音更町柳町南区 昭和60年3月築

建物面積:68.30㎡(20.66坪 敷地面積:218.53㎡(66.1坪) 北側公道:約8.0m 口:約11.60m 間 宅地、十勝バス「柳町小学校前」 停徒歩4分柳町小学校

価格 880万円

宅を曳行移設しようと

した。他方、Xは、土地

丙と土地甲・乙の境界

共栄中学校区

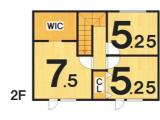








中古戸建住宅 (POINT(1))



### 音更町旭町

平成28年8月築 建物面積:82.80㎡(25.04坪) 敷地面積:327.40㎡(99.03坪)

西側公道:約6.7m 間口:約16.37m 宅地、幕別駅徒歩9分 音更小学校·音更中学校区

2,180万円

◆事案の概要◆

## ● 保険物語 ぴあざフクハラ音更店様, スポーツクラブ フィット音更様 ● 売鮮市場どんどん 音更店様。 ●音更帯広様

物を壊して甲地上の自 法定更新がなされた。 丙の賃借権を放棄し 紛争を生じ、Yは土地 とBを相続したYとで その後Aを相続したX 更新契約を締結した。 き期間20年とする 月、土地甲・乙・丙につ ところ、昭和35年3 む土地を賃貸していた 頃までに、乙地上の建 Yは、平成元年10月 た。他方、土地甲・乙は 土地甲・乙・丙を含

# 不動産関 連の トラブ ル 事

# 「借地の一部分の 契約更新拒絶」に

つい

解説

の被相続人Bに対 Xの被相続人Aは、 め、Xが明け渡しを求 て明け渡しを拒んだた なったのは、Xの妨害 おり、土地乙が更地と 甲と一体となって賃貸 た。Yは土地乙は土地 拒絶し明け渡しを求め Yに対して契約更新を 貸借契約満了に際し、 のままであったため 後、Xは、土地乙が更地 の丙を設置した。その を明確にする玉、木製 によるものであるとし 借契約の対象となって 成12年3月の賃

# ◆判決のまとめ◆

めて提訴した。

っても、地主の更新拒 借地の一部についてであ 借地契約において

# 例

絶正当事由があれば、 3月28日 旨の裁判例(S54年 有力であり、これと同 その一部について明け渡 しを認めるとの学説が 判例タイ

1 5 日 動産トラブル事例デー 852号)があり、本 る判例(S52年3月 義則上許されないとす 更新拒絶することは信 他方、契約終了時の建 ったものである。 判決もこの考え方に き事情による場合は、 借人の責めに帰するべ 物不存在の理由が賃 ムズ392号)もある。 判例タイムズ 沿

法での争いになるという方針で挑 むと良いでしょう。 集め、本人と協議します。その時、 本人に退去の意思がなければ司

協議し解決する」などの門ご運も 紛争が生じた場合に備え、「本契 また、賃貸借契約書の文面には、 身分上の関係についての「一般法」 法その他法令に従い誠意を持って 約に定めがない事項については民 入っています。 民法とは私人間の財産上及び

件では借家の契約に関する事な 家法は「特別法」といい、民法には きる法律です。 ので、借地借家法の規定が優先さ なされていることが多く、一般法 より優先されます。したがって、本 ない特別な分野で、細かい規定が 方、宅地建物取引業法や借地借

紹介します。 事例をピックアップしてご 例データベース」より様々な のデータース」より様々な で通省「不動産トラブル事